

# 園芸用リースハウス整備事業や ながさき型スマート産地確立 支援事業などを議論

**産業建設文教委員会**  
機構集積支援事業  
意見 農地基本台帳整備については、  
国土調査の担当課と市民課と連携し、



生月こども園

**Q** 施設の長寿命化を図り、また、費用対効果のうえでも予定している工法より予算を増額してでも、保証期間以上の長期間において維持できるように検討を行う必要があるのではないか。  
**A** 再度、工法等の検討を行い、検討結果については6月定例会の委員会で説明したい。

常に最新の情報で管理されている。また、農地所有者の死亡による手続きについては、市民課の窓口で死亡届出の手続きにより一括して行われ、データの共用とワンストップ窓口サービスにより、市民の負担軽減に繋がっていると評価。  
**Q** 令和4年度は、いちごハウスとアスパラガスハウスで9戸を計画しているが、事業内容はどのようになっているのか。  
**A** この事業は農協が事業主体となり、新規就農者は、補助金を差し引いた自己負担相当額と年間管理料（施設の保険料）をリース料金として支払う仕組みである。リース期間については、自己負担額に応じて段階的に設定され、その自己負担額が800万円未満の場合は8年以内、1千万円未満は10年以内、1千万円以上は15年以内となっており、リース期間終了後は、新規就農者に譲渡される予定である。年間のリース料金については、市が試算した結果、いちごハウスで10a当たり55万円から60万円、アスパラガスハウスでは平均的な面積20aで試算すると、10a当たり40万円から50万円と見込んでおり、農協が財産取

## 園芸用リースハウス整備事業

得（リースハウス取得）を決定したのちに算定される予定である。  
**Q** 10a当たりの所得は、どの程度を見込んでいるのか。  
**A** いちごハウスで370万円、アスパラガスハウスで190万円の所得を見込み、この金額の差については、10a当たりの年間労働時間がいちごの場合2000時間、アスパラガスでは900時間となり、労働時間の差が所得の差となっている。  
**Q** 炭酸ガス発生装置などの環境制御に取り組むとのことであるが、その効果と今後の取組みについては、どのようになっているのか。  
**A** 令和2年度の補助事業の実績では、計画に対し、いちごで129%の増収効果が得られた事例がある。また、アスパラガスについては、現在、県で環境制御技術の実証に取り組んでいるところであり、普及できる段階になれば補助事業を活用して、新規就農者等に積極的に推進したい。  
**Q** 新規就農者に対する営農指導については、市だけでは技術指導に限界があることから、県や農協と役割分担を行ういっしょに対応してほしい。  
**A** 関係機関と連携し、適切に指導していきたい。

## ながさき型スマート産地確立支援事業

# 市内高等学校支援事業や 民生委員児童委員設置事 業などを議論

**民生委員児童委員設置事業**  
**Q** 各地区の民生委員を削減するように聞いているがどのようにしているのか。  
**A** 基金の残高が無くなった場合でも継続すべき事業もあるため、事業のあり方について見直しを行う必要がある。

**生活保護事業**  
**Q** 全国では生活保護者が増加しているとの報道がされているが、本市においては新型コロナウイルス感染症の影響に関係したものはあるのか。  
**A** 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響に対する臨時福祉資金の貸付などの経済対策により保護率は、令和元年度が1・38%、令和2年度が1・3%、さらに令和4年

## 総務厚生委員会

**市内高等学校支援事業**  
**Q** 本事業は、市内の3つの高等学校へ市内、市外から通学する生徒への資格試験受験料の支援なのか。  
**A** この事業は生徒数が減少している中、市内の高等学校の存続のため高校魅力化アップとして市外から通学する生徒も対象とした支援事業である。

## 再生可能エネルギー活用離島活性化事業

**Q** 的山大島風力発電株式会社からの株式配当金が見込めない中、再生可能エネルギー活用離島活性化基金を活用した事業の継続について、今後どのように考えているのか。  
**A** 基金の残高が無くなった場合でも継続すべき事業もあるため、事業のあり方について見直しを行う必要がある。

## 生活保護事業

## 生月こども園園舎改修事業

**Q** 塗膜防水工事による屋根改修を行うとのことであるが、現状の園舎の屋根の構造からその効果は長期間維持できるのか。  
**A** 今回の防水工事での保証期間は10年間であるが状況によっては約20年は維持できる。

## 令和4年度 平戸市介護保険特別会計予算

**Q** 食の自立支援事業における事業者はどのように決定しているのか。  
**A** 事業者については、大島地区、生月地区及び平戸・田平地区において、地区ごとに1事業者と随意契約し事業を行っている。  
**Q** 事業の実施において複数の事業者で実施が可能である場合には入札または、2者以上から見積もりの徴取を行うべきではないか。  
**A** 1事業者について令和4年度は事業の実施が困難である旨を聞いていたが、委員の意見を踏まえ事業者の選定方法を検討したい。

**A** 県から支給される各民生委員への報酬の財源である地方交付税と、報酬の額とで乖離があるということと定数を削減するように要請があつていことから、民生委員協議会、各地区の市嘱託員と協議を行っている。  
**Q** 何名を削減しようとしているのか。  
**A** 民生委員の国の配置基準は120世帯から280世帯につき1名であることから、令和4年11月末で任期が終了する128名の定数から4名以上の削減となる見込みである。現在、120世帯以下の地区を近くの地区と一緒にできないか検討中であるが、民生委員の活動範囲が広くなり、負担が大きくなることから、急激な減少としないように、県と協議をしながら決定していきたい。

1月末時点では1・2%と減少している。今のところ影響は表れていないと思われるが、今後の経済動向や貸付金制度の終了により相談や申請件数の増加も考えられる。